

松本市開発行為指導基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、松本市開発行為許可基準等に関する要綱(平成12年告示第138号)第19条の規定に基づき、開発行為の指導にあたり、必要な基準を定めることを目的とする。

第2章 開発区域の構成計画

(街区計画)

第2条 街区は、居住者の動線、通風、採光等を予定建築物に応じて考慮し、計画するものとする。

- 2 戸建住宅の標準的な街区にあつては、長辺をおおむね80メートルから120メートル、短辺をおおむね30メートルから50メートルとするものとする。
- 3 街区構成として道路のU字形配置方式又は袋路状方式を取り入れる場合においては、居住者の通行及び避難上支障とならないよう必要に応じて、歩行者専用道路等を有効に配置するものとする。

(宅地規模)

第3条 戸建住宅の一宅地規模は、原則として200平方メートル以上とするものとする。ただし、市街化区域内にあつては、150平方メートル以上とすることができるものとする。

- 2 地区計画、建築協定等により良好な居住環境の確保が図れる見込みがある開発計画については、前2項の規定によらないことができるものとする。

第3章 造成

(造成の設計)

第4条 造成の設計は、開発区域及び当該開発行為に関する工事をする区域の地形、地質、地下水、地盤等について調査のうえ行うものとする。

- 2 造成計画に当たっては、できる限り開発区域内及びその周辺で土量のバランスがとれるように計画するものとする。

(切土)

第5条 切土のり面の勾配等は、別表1を基準とするものとする。

- 2 切土のり面の勾配が30度を超え、かつ、高さが5メートルを超える切土については、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けるものとする。

3 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の設置、土の置換えその他の措置を講ずるものとする。

(盛土)

第6条 盛土の高さは、原則として15メートル未満とするものとする。ただし、安定計算により安全上支障がないと認められる場合においては、盛土の高さを15メートル以上とすることができるものとする。

2 盛土のり面の勾配は、原則として30度以下とし、別表2を基準とするものとする。なお、盛土の高さが5メートルを超える場合は、盛土のり面の安定性の検討を行った上決定するものとする。

3 高さが5メートルを超える盛土については、高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けるものとする。

4 盛土の材料は、せん断強度が大きく、かつ、圧縮性の小さい土を使用するものとし、ベントナイトや有機質を含んだ土は使用しないものとする。

5 盛土に際し、旧地盤の切株、雑草及び腐食土等は除去するものとする。

6 盛土に際し、地盤面に湧水及び地下浸透水がある場合は、暗渠等を用いて排水するものとする。

7 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第28条第5号の規定による段切り等の処置は、旧地盤の傾斜が15パーセント以上、かつ、盛土の高さが2メートルを超える場合に行うものとし、段切に当たっては、高さ0.3メートルから2メートル、幅1メートル以上の段をとるものとする。また、段には3パーセントから5パーセントの排水勾配をつけるものとする。

(擁壁)

第7条 都市計画法施行規則(昭和44年省令第49号。以下「省令」という。)第23条の規定による擁壁は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条まで及び第15条の規定により設置するものとする。

第4章 道路

(道路計画)

第8条 開発区域内の道路(以下この章において「道路」という。)は、発生交通量、住居者の動線等を考慮し、開発区域の規模に応じて適切に配置するものとする。

(道路の幅員)

第9条 道路の幅員は、次の表に掲げる数値以上とするものとする。ただし、別荘開発その他これらに類する保健休養施設の開発については、この限りでない。

| 種 別 | 開発区域の規模 | | | |
|-------|-----------|----------------------|---------------------|---------|
| | 0.1ha 未満 | 0.1ha 以上 0.3ha 未満 | 0.3ha 以上 20ha 未満 | 20ha 以上 |
| 住宅地開発 | 小幅員区画道路 | | | |
| | 4m (有効幅員) | | | |

| | | | |
|---------|---------|--|-----|
| | 主要な区画道路 | | 6m |
| | 補助幹線道路 | | 9m |
| | 幹線道路 | | 12m |
| 上記以外の開発 | 区画道路 | 6m（敷地が 1,000 m ² 以上の場合は 9m） | |
| | 補助幹線道路 | | 9m |
| | 幹線道路 | | 12m |

2 道路幅員の算定は、道路標準断面図(別図 1)によるものとする。

3 路上施設等を設ける場合は、路肩の幅員を増すものとする。

(小区間で通行上支障がない道路)

第 10 条 政令 25 条第 2 号括弧書に規定する小区間で通行上支障がない道路とは、次に掲げるものとする。

(1) 1 ヘクタール以上の住宅地開発であって、開発区域内又は開発区域周辺の幅員 6 メートル以上の道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に規定する道路)に接続する区画道路(主要な道路同士を結ぶ道路)で、道路延長が次の表に掲げる数値以下のもの

| 道路形状 | 道路延長(単位:メートル) ※ |
|---------------|--------------------|
| グリット道路、L 字状道路 | 120 |
| U 字状道路 | 250 |
| 袋路状道路 | 35 |

※道路延長とは、道路中心線の長さの合計とする。

(2) 1 ヘクタール未満の住宅地開発にあつては、開発区域の周辺に幅員 4 メートル以上の道路(道路法に規定する道路)が既にあり、この道路又は開発区域内の幅員 6 メートル以上の道路に接続している道路で、道路延長が前号に掲げる数値以下のもの

(政令 25 条第 2 号ただし書きに規定する道路)

第 10 条の 2 政令 25 条第 2 号ただし書きに規定する道路とは、次に掲げるものとする。

(1) 省令第 20 条の 2 各号に掲げる要件に該当する道路であること。

(2) 予定建築物の用途又は規模は開発の目的に応じ、次の表のとおりであること。

| 開発の目的 | 予定建築物の用途又は規模 |
|-------------|-------------------|
| 自己の業務用 | 商業施設又は流通業務施設でないこと |
| 戸建住宅 | 15 区画以下であること |
| 共同住宅(長屋を含む) | 総戸数が 30 以下であること |

(2) 開発区域外の既存道路に直接接して行われる一敷地の単体的、かつ、開発面積が 3,000 平方メートル未満の開発行為であり、開発区域内に新たに道路が整備されないものであること。

(3) 既存道路沿いに家屋が連たんしており、道路拡幅が困難であること。

(4) 当該道路は商店連たん地区や駅周辺の歩行者が多い道路ではないこと。

(5) 開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らし、これによることが著しく困難であること。

(歩道の幅員)

第11条 歩車道を分離する場合の歩道の有効幅員は、松本市市道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年条例第50号)第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。ただし、街路樹、防護柵等の路上施設を設ける場合においては、必要に応じて幅員を増すものとする。

(接続道路)

第12条 政令第25条第4号括弧書に規定する車両の通行に支障がない道路とは、幅員4m以上の道路(道路法に規定する道路)とするものとする。ただし、次のいずれにも該当する場合は、道路法に規定する有効幅員3m以上の道路とすることができるものとする。

なお開発区域の周辺の道路のうち、開発区域に接する部分の道路幅員については、政令第25条第4号ではなく政令25条第2号を適用する。

- (1) 開発区域から2方向に道路によって避難することが可能であること。また避難に使用する道路が最終的に幅員4m以上の道路に通り抜けること。
- (2) 開発区域の面積が3,000平方メートル未満であること。
- (3) 予定建築物の用途又は規模は開発の目的に応じ、次の表のとおりであること。

| 開発の目的 | 予定建築物の用途又は規模 |
|-------------|-------------------|
| 自己の業務用 | 商業施設又は流通業務施設でないこと |
| 戸建住宅 | 15区画以下であること |
| 共同住宅(長屋を含む) | 総戸数が30以下であること |

(車道の舗装)

第13条 省令第24条第1号に規定する構造は、路床のCBR、凍結深度及び交通車両を勘案し、公益社団法人日本道路協会が示している「舗装設計施工指針」に基づき決定するものとする。

(歩道の舗装)

第14条 歩道の舗装は、舗装の種類に応じ、次の表を基準とするものとする。ただし、車の出入り口については、前条の指針を準用するものとする。

| 舗装の種類 | 舗装の基準 |
|-----------------------------------|---|
| アスファルト舗装 | 表層工 細粒度アスコン3センチメートル 路盤工 クラッシャーラン10センチメートル |
| コンクリート舗装 | 表層工 コンクリート10センチメートル 路盤工 クラッシャーラン10センチメートル |
| コンクリートブロック舗装 又は インターロッキング舗装 | ブロック等の厚さ6センチメートル 砂又は空練りモルタル3センチメートル (路盤工 クラッシャーラン10センチメートル) |

(曲線半径)

第 15 条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分の中心線の曲線半径は、当該道路の幅員に応じ、次の表に掲げる数値以上とするものとする。

(単位：メートル)

| | | | | | |
|------|-----|-----|----|----|----|
| 道路幅員 | 12 | 9 | 6 | 5 | 4 |
| 曲線半径 | 150 | 100 | 60 | 30 | 15 |

(横断勾配)

第 16 条 省令第 24 条第 1 号に規定する横断勾配は、車道は 2 パーセント、歩道は 1 パーセントを標準とするものとする。ただし曲線部及び既存道路との接続部の片勾配にあつては、現地の状況により適当な勾配とするものとする。

(縦断勾配)

第 16 条の 2 省令第 24 条第 3 号に規定する縦断勾配において、交差点取付け部の縦断勾配については、安全かつ円滑な交通を確保するため、道路構造令の解説と運用（令和 3 年 3 月）の表 4-4 交差点部取付け部の緩勾配区間長の最小値以上を 2.5%以下の緩勾配とするものとする。

2 歩道を設置する道路の縦断勾配は、松本市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 53 号)第 6 条の規定に適合するものとする。

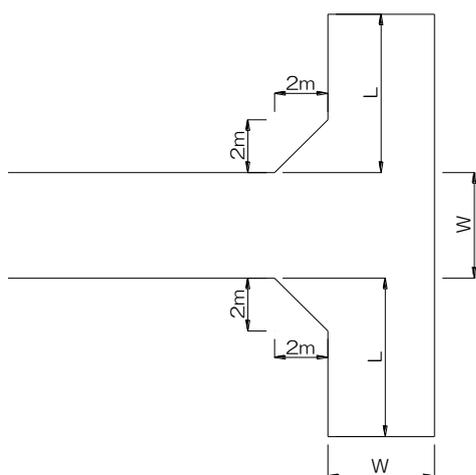
(排水施設の断面)

第 17 条 省令第 24 条第 2 号に規定する道路に設ける排水施設の断面は、公益社団法人日本道路協会が定める「道路土工要綱」に基づき流出量を算出し、決定するものとする。ただし、最低断面は U 字溝の内空幅 30 センチ以上とするものとする。

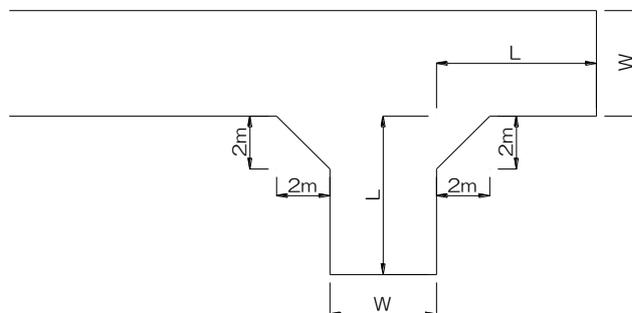
(袋路状道路)

第 18 条 省令第 24 条第 5 号ただし書の規定による袋路状道路は、次の各号によるものとする。

- (1) 有効幅員 6 メートル以上、かつ、転回広場の中心までの延長が 100 メートル以下とすること
- (2) 有効幅員 4 メートル以上 6 メートル未満で、かつ、転回広場の中心までの延長が 35 メートル以下とすること
- (3) 終点には次の図のいずれかに該当する転回広場を設けること



W=4m以上又は6m以上
 $5m \leq L \leq 6m$



- (4) 転回広場の隅切り部分の寸法は、原則として辺長 2 メートルの辺を 2 辺とする直角二等辺三角形とし、開発道路及び転回広場部分と 45 度で交わるものとする。

(道路の隅切り)

第 19 条 道路が同一平面で交差する場合の交差角は原則として 45 度以上とし、省令第 24 条第 6 号に規定する隅切りは次の表を基準とするものとする。

| 隅切りの方法 | | 隅切りを直線とする 場合の底辺 (m) | | | | | 隅切りを円弧とする 場合の半径 (m) | | | | |
|--------|-------------|------------------------|---|---|----|----|------------------------|---|---|----|----|
| 道路幅員 | 道路幅員 交差角 | 4 | 6 | 9 | 12 | 15 | 4 | 6 | 9 | 12 | 15 |
| 4m | 60° 以下 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 90° 前後 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 120° 以上 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 6m | 60° 以下 | / | 6 | 6 | 6 | 6 | / | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 90° 前後 | / | 5 | 5 | 5 | 5 | / | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 120° 以上 | / | 4 | 4 | 4 | 4 | / | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 9m | 60° 以下 | / | / | 6 | 6 | 6 | / | / | 6 | 6 | 6 |
| | 90° 前後 | / | / | 5 | 5 | 5 | / | / | 5 | 5 | 5 |
| | 120° 以上 | / | / | 4 | 4 | 4 | / | / | 4 | 4 | 4 |
| 12m | 60° 以下 | / | / | / | 8 | 8 | / | / | / | 6 | 6 |
| | 90° 前後 | / | / | / | 6 | 6 | / | / | / | 6 | 6 |
| | 120° 以上 | / | / | / | 4 | 4 | / | / | / | 4 | 4 |
| 15m | 60° 以下 | / | / | / | / | 10 | / | / | / | / | 8 |
| | 90° 前後 | / | / | / | / | 8 | / | / | / | / | 8 |
| | 120° 以上 | / | / | / | / | 6 | / | / | / | / | 6 |

隅切りの形状は、原則として二等辺三角形とするが、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(防護柵)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する道路の区間には、防護柵(ガードレール・転落防止柵・横断防止柵)を設置するものとする。

- (1) 道路との高低差が原則 1 メートル以上あり、車両の路外への逸脱により乗員の安全が確保できない区間又はこれに起因し重大な事故が発生するおそれのある区間
- (2) 湖、河川、沼池、水路又は鉄道等に近接し、安全確保が必要となる区間
- (3) 下り勾配が 4 パーセントを超え、中心線の曲線半径が 300 メートル以下で必要と認められる区間
- (4) 車両の路外などへの逸脱による第三者への人的被害を防止するため必要と認められる区間
- (5) 歩行者及び自転車の転落若しくはみだりな横断を防止するため必要と認められる区間

2 防護柵の構造等については、公益社団法人日本道路協会が定める「防護柵の設置基準・同解説」及び「車道用防護柵標準仕様・同解説」によるものとする。

(区画線及び路面表示)

第 20 条の 2 区画線等は、次の各号により整備するものとする。

- (1) 道路幅員 6 メートル未満の通り抜け道路には、停止指導線及び交差点表示を設けること
- (2) 道路幅員 6 メートル以上の通り抜け道路には、停止指導線、外側線、交差点表示を設けること
- (3) 袋路状道路には、停止指導線及び路面表示(別図 2)を設けること。ただし、道路延長が短い場合はこの限りではない。

(道路標識及び反射鏡)

第 21 条 道路には、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、道路標識、反射鏡等を整備するよう努めるものとする。ただし、一時停止等交通規制が必要と判断される場合については、長野県警察松本警察署を経由して長野県公安委員会との調整を図るものとする。

- 2 道路標識の構造等については、公益社団法人日本道路協会が定める「道路標識設置基準・同解説」及び松本市市道の道路標識の寸法を定める条例(平成 24 年条例第 52 号)によるものとする。
- 3 道路反射鏡については、公益社団法人日本道路協会が定める「道路反射鏡設置指針」によるものとする。なお道路反射鏡の大きさは、φ800 ミリを標準とする。

第 5 章 公園等

(公園等の計画)

第 22 条 公園、緑地又は広場(以下この章において「公園等」という。)は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)法第 33 条、政令第 25 条、省令第 21 条の規定に基づき、地域住民が利用できる余暇空間として整備するものとする。

(公園の整備が必要のない場合)

第 22 条の 2 政令第 25 条第 6 号ただし書の規定により、公園の整備が必要のない場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 開発区域が、都市公園法第 2 条に規定する公園のうち、街区公園以上の公園の周辺概ね 250 メートルの範囲内に位置するものであること
- (2) 開発区域が当該面積の 12 パーセント以上の面積を有する公園等に隣接するものであること
- (3) 自己の業務の用に供する開発行為でその敷地が一であるもの。ただし、予定建築物が工場、事業所、興行場、百貨店、物品販売業を営む店舗その他多数の者が集まる用途である場合は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 任意に設置する幅が 4 メートル以上の公園等の空地(グラウンド、テニスコート等福利厚生のための空地を含む。以下「余裕地」という。)が、開発区域の面積の 5 パーセント以上確保されているものであること。

イ 少なくとも1箇所の余裕地の面積が150平方メートル以上であること。

(配置)

第23条 公園等の位置は、原則として開発区域の中央部で、区域内住民が有効に利用できる場所に選定するものとする。

(形状)

第24条 公園等は、広場、植栽、遊戯施設等の施設が有効に利用できる形状及び勾配とし、原則として、公道に2面以上又は敷地の長辺を接続させるものとする。ただし、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(面積)

第25条 政令第25条第6号に規定する公園等の1箇所の面積は、次の表によるものとする。

| 開発区域の面積 | 1箇所の面積 |
|----------------|--------|
| 0.3ha以上0.6ha未満 | 90㎡以上 |
| 0.6ha以上1.0ha未満 | 180㎡以上 |
| 1.0ha以上5.0ha未満 | 300㎡以上 |

(整備基準)

第26条 公園等は、次の各号により整備するものとする。

(1) 敷地造成

ア 雨水等を有効に排出するための施設を設けること

イ 隣接する敷地に雨水、土砂等が流出しないよう公園等の外周に構造物を設置すること

ウ 敷地内は、次の砂舗装とすること

(ア) 表面処理は、化粧砂((細目)0.3m³/100㎡)及び塩カル(120kg/100㎡)処理とすること

(イ) 舗装厚さは10センチメートル以上とし、砂(5.04m³/100㎡)及び良質土(7.62m³/100㎡)を混合して転圧すること

(ウ) 路床の支持力が弱い場合は、クラッシャーラン(25mm以下)で10センチメートル以上の路盤を施工すること

(2) 安全施設

ア 利用者の安全の確保を図るため外周に防護柵等を設置するものとする

イ 防護柵は、原則として高さは1.2メートルのワイヤーメッシュフェンスとし、色及びデザインは周辺との修景に配慮したものとする。ただし、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない

ウ 生け垣等の緑化が望ましいところについてはその都度協議するものとする

(3) 休憩施設

必要に応じて人工木材を標準仕様とした固定式ベンチ等を設けるものとする

(4) 給排水施設

- ア 面積が 400 平方メートル以上の公園等には、上水道の給水管を止水栓まで設置し、施設名義を市に寄付するものとする
- イ 面積が 600 平方メートル以上の公園等には、排水設備を計画する場合は下水道の公共汚水柵を設置するものとする

(5) 出入口

- ア 出入口の幅は、4 メートル以上確保し、その中央部に車両が進入できないように着脱可能な高さ 1 メートル程度の車止めを設置するものとする
- イ 面積が 1000 平方メートル以上の公園等には、アに掲げる出入口を 2 箇所以上設置するものとする

(占有物件)

- 第 27 条** 公園等には、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 6 条及び第 7 条、都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 12 条、第 15 条及び第 16 条の規定により、電線、電柱、支線、ガス管、上水道管、下水道管、防火水槽等が占有できるものとする。
- 2 占有しようとするときは、申請者が占有許可申請を開発許可申請前に公園緑地課に提出するものとする。
 - 3 占有条件は、都市公園法施行令第 16 条を満たすものとする。
 - 4 ごみ集積施設は占有できないものとする。

(維持管理)

- 第 28 条** 事業者は、公園等のごみの収集、除草等の清掃管理は開発区域の住民が行うよう周知するものとし、維持管理に係る協定を結ぶことについて町会の同意を得るものとする。

第 6 章 給配水施設

(上水道施設からの給水)

- 第 29 条** 給水は、原則として上水道施設から行うものとする。
- 2 給配水施設は、市が定める上水道工事に関する諸規程に基づき施工するものとする。

(上水道施設以外からの給水)

- 第 30 条** 給水を、上水道施設以外から行う場合は、関係法令に基づく許認可を受けてから施工しなければならない。

(維持管理)

- 第 31 条** 事業者は、給配水施設の維持管理について、上水道施設の管理者と協議しなければならない。

第 7 章 消防の用に供する施設

(消防水利)

第 32 条 消防水利は、消防水利の基準(昭和 39 年消防庁告示第 7 号)に定めるもので、開発区域の面積が 1,000 平方メートル以上の場合は、次の各号に基づき設置するものとする。ただし、開発区域の面積が 3,000 平方メートル未満の開発行為で消防水利の用地を確保できない場合は、別途協議するものとする。

(1) 消防水利の種別は、原則として消防水利の基準第 2 条第 2 項に規定する消火栓及び防火水槽（耐震性貯水槽も含む）とする

ただし、十分な給水能力を有する、消防水利として常時容易に使用可能なプール、河川、井戸、及び池等がある場合は、この限りでない

(2) 消防水利は、開発面積等による消防水利設置基準(別表 3 (第 32 条関係))により配置するものとし、開発区域内すべてを充足するものとする

ただし、急傾斜地等の開発及びその他特殊な状況における開発については、別途協議するものとする

(3) 消防水利の位置は、次に掲げる要件に該当するものとする

ア 消防ポンプ自動車容易に部署でき、吸水管投入等の消防活動が円滑に行える位置及び施設を要すること

イ 原則として幅員 4 メートル以上の道路に接した交差点又は分岐点付近とする

ウ 防火水槽給水口の中心から道路（原則公道）側端まではおおむね 5 メートル以下とする

エ 消火栓は、原則として道路内とするが、付近に歩道等が設けられている場合は、別途協議するものとする

オ 維持管理について安全な位置であること

カ 消防水利の配置は、消火栓のみに偏ることのないよう考慮すること

(4) 消火栓は、原則として地下式とし、市が定める規格に適合するものとする

(5) 防火水槽は、次に掲げる要件に該当するものとする

ア 防火水槽の構造は、耐震性・水密性を有する鉄筋コンクリート造貯水槽又は財団法人日本消防設備安全センター認定の二次製品とするものとする

イ 吸水口は、原則として円形で、2 箇所設置し、直径は内寸 60 センチメートルとする

ウ 吸水口の直下に直径 60 センチメートル以上、深さ 50 センチメートル以上の集水ピットを設置する

エ 防火水槽の蓋は、「防火水槽」の表記があり、黄色に塗装されているものとし、松本市に帰属する防火水槽の場合は、市章及び市名の表記があるものとする

オ その他本号に定めのない事項については、「消防防災施設整備費補助金交付要綱」(平成 14 年消防消第 69 号)の規定によるものとする

(6) その他の消防水利は、別途協議するものとする

(防火水槽の敷地)

第 33 条 防火水槽の敷地は、原則として道路に接し、隣地との境界を明確にするものとする

る。ただし、地形等の特殊な状況により道路に接することが困難な場合は、別途協議するものとする。

- 2 防火水槽の敷地にフェンス等を設置する場合は、消防自動車が部署する道路以外の部分に設置するものとする。ただし、フェンス等に吸水管の投入口(20センチメートル角以上のものに限る。)及び出入扉を確保する場合は、この限りでない。
- 3 防火水槽の外壁は、改修時の影響を考慮して隣地境界から1メートル以上離すものとする。
- 4 防火水槽の敷地内は、舗装又は砕石敷等の措置を施すものとする。ただし、占用許可により設置する敷地についてはこの限りでない。

(消防水利標識)

第34条 消防水利標識は、別に定める松本市消防水利標識標準仕様によるものとし、1水利に対して1基設置するものとする。

- 2 消防水利標識の設置箇所は、原則として消防水利の直近とする。ただし、周辺の状況等により困難な場合は、別途協議により5メートル以内に設置することができるものとする。

(施設の管理等)

第35条 開発行為等により設置された消防水利に係る敷地及び施設等の管理は、設置者の責任において管理するものとする。

- 2 消防水利に係る敷地及び施設等を市に帰属する場合は、その手続きが完了するまでは設置者の責任において管理するものとする。

第8章 生活排水施設

(生活排水施設の区分)

第36条 政令第26条第3号に規定する下水は、原則として次の各号に基づき設置するものとする。

- (1) 公共下水道事業計画区域は、公共下水道とする
- (2) 農業集落排水処理区域は、農業集落排水とする
- (3) 前各号以外の区域は、合併処理浄化槽とする

(下水道施設の計画)

第37条 下水道施設の計画は、次の各号によるものとする。

- (1) 市の公共下水道計画に適合させること
- (2) 設計細目については、「松本市公共下水道設計基準」によるものとし、詳細については管理者と協議するものとする

(汚水柵の位置及び配置)

第 38 条 公共汚水柵は、各戸(各区画)に設け、その位置及び深さを竣工図に表示するものとする。

(排水設備等)

第 39 条 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)の規定による排水設備の設置方法及び構造等は管理者と協議しなければならないものとする。

(受益者負担金等)

第 40 条 公共下水道及び農業集落排水の完了後、受益者負担金等を市に納付しなければならない。

第 9 章 雨水排水施設

(排水計画)

第 41 条 排水施設の計画に当たっては、開発区域の規模、地形、予定建築物の用途及び周辺の状況を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理できるようにするものとする。

2 開発区域内の雨水は、区域内で浸透処理しなければならないものとする。ただし水路管理者、権利者、利用関係者等の同意が得られた場合は、既設水路へ接続できるものとする。

3 既設水路及び付近の状況により、やむを得ない場合は調整池を設けるものとし、調整池の構造及び規模は、長野県土木部河川課が定める「大規模開発に伴う防災調節(整)池技術基準」によるものとする。

(設計)

第 42 条 排水施設の設計に当たっては、次の方式により算定するものとする。

(1) 排水管渠の流量等は、次により算定するものとする

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量(m³/sec)

A : 断面積(m²)

V : 流速(m/sec)

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \text{(マニング式)}$$

n : 粗度係数(sec/m^{1/3})

R : 径深(m)

I : 勾配(‰)

(2) 計画雨水流出量は、合理式(ラショナル式)により算定するものとする

$$Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 計画雨量(m³/sec)

C : 流出係数

I : 降雨強度(mm/h)

A : 集水面積(ha)

(3) 降雨強度は、次式により算定するか又は別表4によるものとする

$$I = a / (t^n + b)$$

I : 降雨強度(mm/h)

t : 降雨継続時間(min)

a、b、n : 定数(別表5(第42条関係))

(4) 設計平均流速は、側溝で毎秒0.5メートルから1.0メートル、小口径の排水管で毎秒0.6メートルから1.0メートル、大口径管渠で毎秒0.8メートルから2.0メートルとするものとする。なお農業用水路兼用側溝については、土地改良事業計画設計基準設計「水路工」基準書によるものとする。

(5) 降雨継続時間、流出係数、粗度係数は、公益社団法人日本道路協会が定める「道路土工要綱」によるものとする

(6) 雨水浸透施設は、浸透井、浸透トレンチ、浸透池、浸透舗装、浸透性側溝等の方法により区域内で適切に処理できる構造で設計するものとする。なお浸透舗装、浸透性側溝は、原則として道路内に設置しないものとする。

第10章 公益施設

(設置基準)

第43条 政令第27条の規定による公益的施設は、別表6(第43条関係)を標準として配置するものとする。

(ごみ集積所等)

第44条 ごみ集積施設は、次により設置するものとする。

(1) 計画戸数(既に造成され又は造成中のものに隣接して造成する場合は、それらの戸数を加えるものとする。次号において同じ。)が30戸未満の場合

ごみ集積施設の設置については、市及び地元町会と協議し、既存集積施設の使用の同意を得るか又は同意が得られない場合は、新たに集積施設を設置しなければならないものとする

(2) 計画戸数が30戸以上の場合

ア ごみ集積施設は、おおむね30戸を1単位として、1基ずつ設置するものとする

イ 資源物を含む総合ごみ集積施設は、100戸当たり1基設置するものとする

ウ ごみ集積施設の床面積は、3.3平方メートル以上とし、総合ごみ集積施設の床面積は、15平方メートル以上とし、構造は市の基準仕様によるものとする

エ 集積所の場所は、原則として、幅員6メートル以上、かつ、勾配のない道路に面し、収集が容易にできる位置とするものとする

2 事業者は、計画、募集及び契約等に際して、関係者に前項の旨を明示し、熟知させるものとする。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(第 5 条関係)

| 地山の土質及び地質 | | 切土高 | 勾配 |
|----------------------|--------------------------|--------|-------------|
| 硬岩 | | | 1:0.3~1:0.8 |
| 軟岩 | | | 1:0.5~1:1.2 |
| 砂 | 密実でない粒度分布の悪いもの | | 1:1.5~ |
| 砂質土 | 密実なもの | 5m以下 | 1:0.8~1:1.0 |
| | | 5~10m | 1:1.0~1:1.2 |
| | 密実でないもの | 5m以下 | 1:1.0~1:1.2 |
| | | 5~10m | 1:1.2~1:1.5 |
| 砂利 又は 岩塊混じり砂質土 | 密実なもの 又は 粒度分布のよいもの | 10m以下 | 1:0.8~1:1.0 |
| | | 10~15m | 1:1.0~1:1.2 |
| | 密実でないもの又は 粒度分布の悪いもの | 10m以下 | 1:1.0~1:1.2 |
| | | 10~15m | 1:1.2~1:1.5 |
| 粘性土 | | 10m以下 | 1:0.8~1:1.2 |
| 岩塊又は玉石まじりの粘性土 | | 5m以下 | 1:1.0~1:1.2 |
| | | 5~10m | 1:1.2~1:1.5 |

(備考) 法面の勾配がこの表の勾配の数値によりがたいときは、コンクリート造その他の構造物でのり面を覆わなければならない。

別表 2(第 6 条関係)

| 盛土材料 | 盛土高 | 勾配 | 摘要 |
|---------------------------------------|--------|-------------|--|
| 粒度の良い砂 礫及び細粒分混じり礫 | 5m以下 | 1:1.5~1:1.8 | 基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響がなく、締固め管理基準値を満足する盛土に適用する。のり面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。 |
| | 5~15m | 1:1.8~1:2.0 | |
| 粒度の悪い砂 | 10m以下 | 1:1.8~1:2.0 | |
| 岩塊(ずりを含む) | 10m以下 | 1:1.5~1:1.8 | |
| | 10~20m | 1:1.8~1:2.0 | |
| 砂質土 硬い粘質土 硬い粘土(硬い粘質土・粘土・関東ローム等) | 5m以下 | 1:1.5~1:1.8 | |
| | 5~10m | 1:1.8~1:2.0 | |
| 火山灰質粘性土 | 5m以下 | 1:1.8~1:2.0 | |

(注) 盛土高は、のり肩とのり尻の高低差をいう

別表 3(第 32 条関係)

開発面積等による消防水利設置基準

| 開発面積 | 水利施設 | 緩和措置 |
|--|---------------------------------------|---|
| 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満 | 20m ³ 以上の防火水槽 1基以上又は消火栓 | 1 開発区域周辺に防火水槽、貯水施設又は消火栓が設置されている場合は、下表の距離まで有効とする。ただし、開発区域をすべて充足すること。 2 メッシュ内又は下表の距離内に 20m ³ 以上の防火水槽又は貯水施設が設置されている場合は、当該水槽を消火栓に代えることができる。 |
| 3,000 m ² 以上 | 40m ³ 以上の防火水槽 1基以上及び消火栓 | 1 開発区域周辺に防火水槽、貯水施設又は消火栓が設置されている場合は、下表の直線距離まで有効とする。ただし、防火水槽 1基以上を含め開発区域をすべて充足すること。 2 メッシュ内又は下表の直線距離内に 40m ³ 以上の防火水槽又は貯水施設が設置されている場合は、当該水槽を消火栓に代えることができる。 3 開発区域内に 20m ³ 以上の防火水槽又は貯水施設が設置されている場合は、当該水槽を 20m ³ 以上に緩和することができる。 |

※ メッシュとは、市内を 250m×250m区画網で区分する方式

| 用途地域 | | 平均風速 | 年間平均風速が毎秒 4m 未満のもの | 年間平均風速が毎秒 4m 以上のもの |
|-------------------------|----------------------------|------|--------------------|--------------------|
| 市街地 | 近隣商業地域 | | 100m以下 | 80m以下 |
| 市街地及び準市街地 | 商業地域 工業地域 工業専用地域 | | | |
| | 上記以外の用途地域及び用途地域の定められていない地域 | | 120m以下 | 100m以下 |
| 市街地又は準市街地以外の地域でこれに準ずる地域 | | | 140m以下 | |

備考 1 市街地及び準市街地とは、消防力の整備指針(平成 12 年消防庁告示第 1 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する市街地及び準市街地をいう。

別表 4(第 42 条関係)

設計降雨強度

| 確率年 | 5年 | | 10年 | |
|------------|------|------|------|------|
| | 10分 | 30分 | 10分 | 30分 |
| 降雨強度(mm/h) | 64.3 | 40.9 | 77.6 | 49.5 |

| | | | | |
|-----|------|------|------|------|
| 松 本 | | | | |
| 上高地 | 82.9 | 48.4 | 95.0 | 54.4 |

別表 5(第 42 条関係)

降雨強度式

| 確率年 | 5 年 | 10 年 | 30 年 | 50 年 | 100 年 |
|-----|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 松 本 | 916.5 | 1,380.2 | 2,277.9 | 2,725.3 | 3,321.3 |
| | $t^{0.78} + 8.22$ | $t^{0.83} + 11.03$ | $t^{0.89} + 15.76$ | $t^{0.91} + 17.61$ | $t^{0.93} + 19.65$ |
| 上高地 | 358.3 | 411.7 | 305.7 | 352.5 | 386.3 |
| | $t^{0.56} + 0.69$ | $t^{0.57} + 0.62$ | $t^{0.46} + 0.36$ | $t^{0.47} + 0.52$ | $t^{0.47} + 0.48$ |

安曇・奈川地区は上高地の値を、その他の地区は松本の値を用いるものとする。

降雨強度は、5年に1回の確率で想定される降雨強度以上の値を用いるものとするが、開発区域の面積が1ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合は30年確率以上を、10ヘクタール以上の場合は50年確率以上を用いるものとする。ただし、政令第1条第2項に規定する第二種特定工作物については、50年確率以上を用いるものとする。

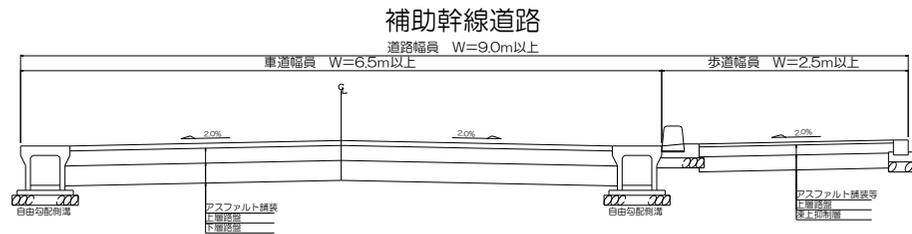
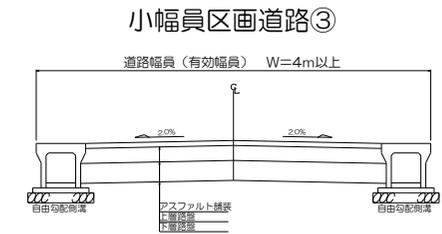
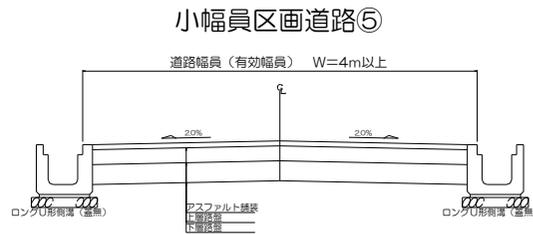
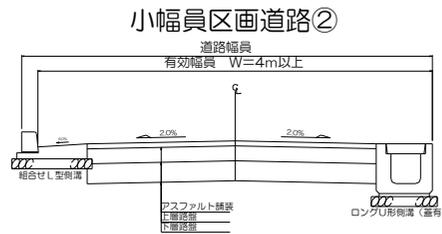
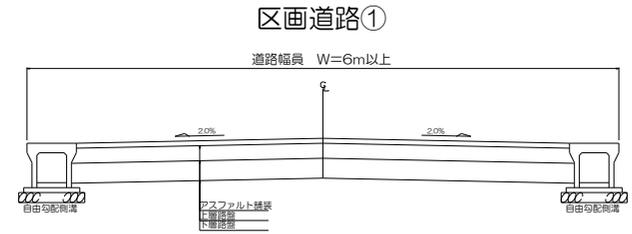
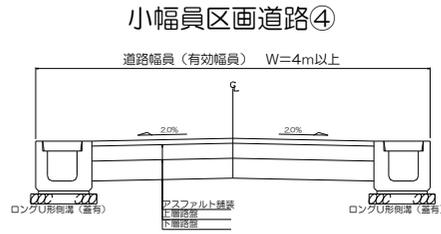
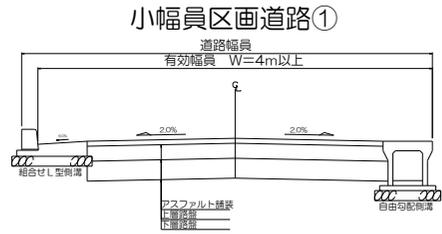
別表 6(第 43 条関係)

公益的施設

| 開 発 規 模 | | 20ha～40ha | 40ha～80ha | 80ha～120ha | 120ha 以上 |
|------------------|--------------------|-----------------|-----------|------------|--------------------------------|
| 教 育 施 設 | 幼 稚 園 (保 育 園) | 1 箇所 | 2 箇所 | 3 箇所 | 3 箇所以上、4,000 人につき 1 箇所 |
| | 小 学 校 | | 1 箇所 | 2 箇所 | 2 箇所以上、8,000 人につき 1 箇所 |
| | 中 学 校 | | | 1 箇所 | 1 箇所以上、 16,000 人につき 1 箇所 |
| 医 療 施 設 | | 診察所(巡回) 1 箇所 | 診療所 2 箇所 | 診療所 2 箇所 | 3 箇所以上、4,000 人につき 1 箇所 |
| 交 通 施 設 | | バスストップ | | | |
| 購 買 施 設 | | 必要に応じて設置する | | | |
| 福 祉 施 設 | | 必要に応じて設置する | | | |
| 保 安 施 設 | 警 察 派 出 所 | 1 箇所 | 1 箇所 | 1 箇所 | 1 箇所以上 |
| | 消 防 派 出 所 | | 1 箇所 | 2 箇所 | 2 箇所以上 |
| 集 会 施 設 | | 集会所 1 箇所 | 集会所 2 箇所 | 集会所 3 箇所 | 3 箇所以上、4,000 人につき 1 箇所 |
| 通 信 施 設 | | ポスト・公衆電話 | | | |

別図1(第9条関係)

道路標準断面図



別図 2(第 20 条の 2 関係)

